

九重山の噴火警戒レベルの改定及び 噴火警戒レベルの判定基準の公表について

九重山（大分県）の噴火警戒レベルを改定し、令和3年2月15日14時から運用を開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を公表しました。

九重山では、九重山火山防災協議会における協議の結果、別紙のとおり、噴火警戒レベルを改定することになりました。改定した噴火警戒レベルは、令和3年2月15日14時から運用を開始します。

また、九重山の噴火警戒レベル判定基準について精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表しました。

【九重山の噴火警戒レベル（リーフレット）】

気象庁ホームページの「各火山のリーフレット」のページ（以下 URL）に掲載

（2月15日14時に現行版から改定版に差替え）

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level.html>

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

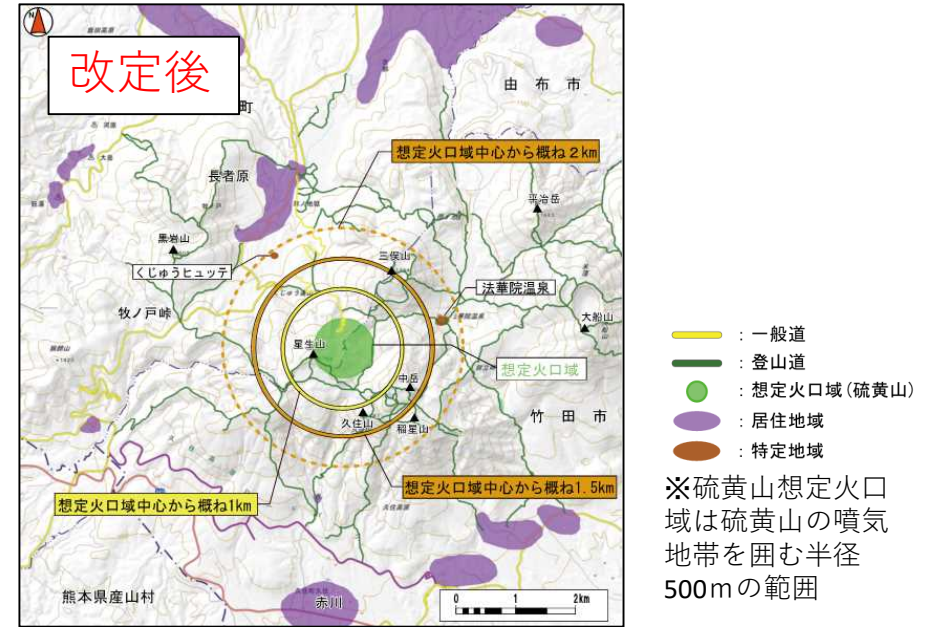
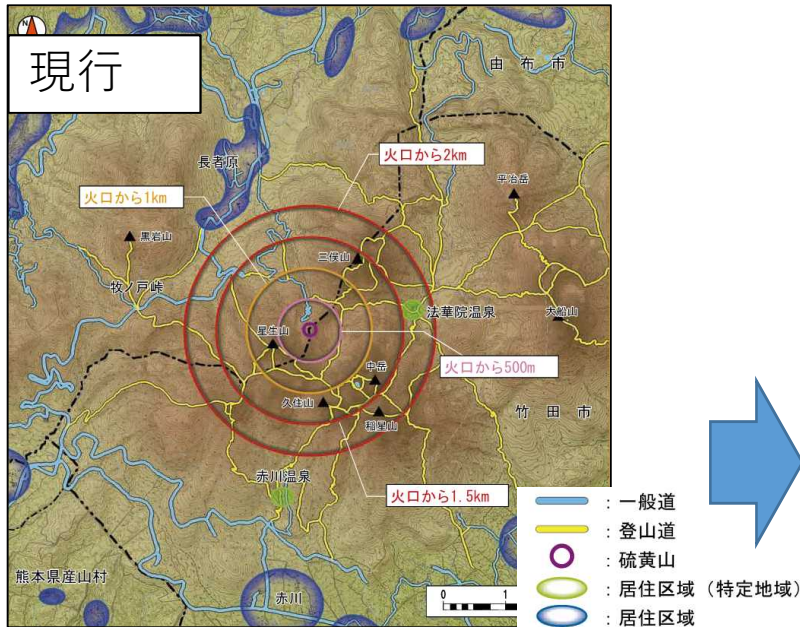
問合せ先：地震火山部 火山監視課 担当 長谷川

電話 03-6758-3900（内線 5185） FAX 03-3434-9044

九重山の噴火警戒レベルの改定について

別紙

- 九重山火山防災協議会において現行の居住地の一部が特定地域※と決定されたことを受け、**噴火警戒レベル3を2段階**とします。
- 噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の変更点は、下表の**赤下線**のとおりです。
- ※特定地域とは、居住地よりも想定火口域に近く、より早い段階で避難等の対応が必要となる地域のことです。



現行	各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」等
レベル5	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
レベル4	居住地に重大な被害を及ぼす噴火の可能性
レベル3	想定火口から約1.5km以内
レベル2	想定火口から約1km以内
レベル1	想定火口から約500m以内

改定後	各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」等
レベル5	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
レベル4	居住地に重大な被害を及ぼす噴火の可能性
レベル3	<u>想定火口域中心から概ね2km以内 (特定地域は避難)</u> 想定火口域中心から概ね1.5km以内
レベル2	想定火口域中心から概ね1km以内
レベル1	想定火口域中心から概ね500m以内 (想定火口域内)

※噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在の噴火警戒レベル（レベル1）や、警戒が必要な範囲に変更はありません。